

【参考】未登記家屋 所有者変更届出書【添付書類】

①～③該当のものをご提出ください。

□① 遺産分割協議書がある場合

<input type="checkbox"/>	新所有者の 印鑑登録証明書【原本】※	・新所有者の方全員分 ◆【遺産分割協議書】に添付のもの ◆添付されてない場合は、発行後3ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書(コピー可)	

□② 遺言書がある場合

<input type="checkbox"/>	新所有者の 印鑑登録証明書【原本】※	・新所有者の方全員分 ◆発行後3ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/>	遺言書(コピー可)	公正証書以外の場合、 家裁の検認済証明書付きのもの

□③ 遺産分割協議書・遺言書がない場合

<input type="checkbox"/>	新所有者の 印鑑登録証明書【原本】※	・新所有者の方全員分 ◆発行後3ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/>	相続人全員の 印鑑登録証明書【原本】※	◆発行後3ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/>	申立書	相続人全員の 署名及び実印の押印が必要 <送付いたしますのでお問合せください。>
▼▼以下はどちらか一方▼▼		
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本(コピー可)	・【被相続人】の <u>出生から死亡までの戸籍</u> ・【被相続人】と【相続人】の <u>関係</u> がわかる戸籍 (【被相続人】の戸籍で 現在の名字が確認できない場合のみ必要)
<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図 (コピー可)	法定相続情報証明(法務局で発行)によるものに限る。

※原本還付をご希望の場合は、以下の3点を添付してください。

- ・印鑑登録証明書【原本】
- ・複写(コピー)して「原本に相違ない」旨を付記・署名したもの
- ・返信用封筒(直接窓口持参の場合は不要)切手貼付